

05【法務省】国家戦略特区等提案再検討要請回答

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
A01901	大分県	外国人留学生の 県内起業促進に よる地域活性化	<p>大学・高専に在籍する人口当たりの外国人留学生数が全国一位という大分県の地域性を生かした取組として、留学生の卒業後の県内起業を促進する。</p> <p>具体的には、県が設置した留学生の就職・起業支援拠点「留学生ビジネスセンター」でのセミナーや起業相談等により起業啓発やビジネスプラン作成支援等を行う。また、留学生と投資家とのマッチングに取り組み、留学生が卒業後に県内で事業を開始するための資金確保を支援する。さらに、留学生が経営を開始するにあたっては、県や市町村による公設及び県が指定する民設のインキュベーション施設といった安価な個室又はブース席による事業所の提供や、そこのインキュベーションマネージャー等専門家による支援などにより、安定した経営ができるようにサポートする。</p>	<p>外国人が本邦において事業の経営を行うためには「経営・管理」の在留資格が必要となる。その要件として事業の規模が「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円以上)の投資額」であること等の要件があるが、留学生にとって、卒業時点で500万円以上の資金を確保することは非常に困難である。この規制が、留学生の県内での起業促進を妨げている。</p> <p>なお、平成27年7月に特区法が成立した「創業人材等の多様な外国人の受入れ促進」においては、創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、上記の「経営・管理」の在留資格の基準が緩和されているが、これは、新たに日本に上陸する外国人のみが対象とされており、現在日本に滞在している留學生が卒業する際には活用できない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号 ・同法別表第1の2号 ・同法第7条第1項第2号の基準を定める省令 ・国家戦略特別区域法第16条の5第1項 ・同法施行令第18条 	<p>卒業後の起業を予定する留學生について、地方自治体による事業計画の確認を要件に、以下の措置を行う。</p> <p>(1)「経営・管理」の在留資格の基準(当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円以上)の投資額」等)を6ヶ月間猶予する。</p> <p>(2)地方自治体による公設及び地方公共団体が指定する民設のインキュベーション施設に入居する者は、「経営・管理」の在留資格の基準における「最低限の投資額」を「300万円以上」に緩和する。</p> <p>※「インキュベーション施設」とは、以下の2要件を満たす施設をいう。 ①安価な個室又はブース席による事業所の提供が可能 ②インキュベーションマネージャー等専門家による支援が可能</p>	法務省	提案を踏まえ、今後、必要に応じて提案主体から要望内容を確認するなどし、具体的な実施方法について検討を進める。	内容が漠然としており、提案内容が実現できるのか明確ではない。特定の区域に限定したものとするのか、全国での規制改革とするのかといった点や今後の進め方(要望内容の確認スケジュール等)についてより具体的に御提示いただきたい。	法務省	御提案(1)については、「未来投資戦略2018」において、「外国人起業家の更なる受入れ拡大に向けて、起業に向けた準備のため最長1年間の在留期間を付与する等の入国管理制度上の措置を講ずるとともに、起業活動実施状況の確認、相談体制の構築等の管理・支援施策を実施するなど、起業活動を支援する「スタートアップ・プログラム(仮称)」を本年中に開始する。」とされていたことを踏まえ、平成30年12月28日に、地方公共団体において外国人起業活動促進事業を行うための手続等を経済産業省告示に定め、これに基づいて法務省告示を改正した。これにより、起業の見込みがあり、地方公共団体から起業のための支援を受ける外国人起業家(起業を希望する留學生を含む)に対し、出入国管理手続上1年を超えない期間で、「特定活動」の在留資格をもって入国・在留することが認められることとなった。また、御提案(2)については、平成30年1月、全国的に措置を講じた。
A01501	医療法人久幸会 理事長 稲庭千弥 子	少子・高齢化社会 に対応した介護福 祉士・看護師・准 看護師の専門学 校の設立	<p>1.設立する介護福祉士・看護師・准看護師の養成校(各種学校)に入学する外国人留學生割合を50%程度とする。</p> <p>・養成校は一般社団で開設し、通信制度も考慮することとし、奨学金制度も積極的に導入することとする。</p> <p>・入学者は、日本人・中国人・ベトナム人・タイ人等を想定している。</p> <p>2.留學生が准看護師免許を取得後に就労する際の滞在期間を4年以上とし、現行の研修としての業務ではなく就労業務として在留できるようにする。</p> <p>・日本人以外は中学生・高校生から留学し、高校卒業までは秋田県で教育することも考慮する。</p>	<p>・保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定めるもののほか要領</p> <p>・出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令別表(「医療」の項下欄第二号)</p>	<p>・保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定めるもののほか、要領に定める</p>	<p>・看護師・准看護師の養成校(各種学校)に入学する外国人留學生割合を現行10%から50%への引き上げ</p> <p>・留學生が准看護師免許を取得後に就労する際の滞在期間を4年以上とし、現行の研修としての業務ではなく就労業務として在留できるようにする</p>	法務省 厚生労働省 文部科学省	<p>【外国人留學生】 ・看護師等養成所における外国人留學生については、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」(平成27年3月31日付け医政発0331第21号厚生労働省医政局長通知)を平成28年11月1日に改正し、定員に対する留學生の割合の基準(10%以内)を撤廃したところである。看護師等養成所におかれは、外国人の留學生を受入れる際は、引き続き十分な支援や指導を行えるよう教育の充実に努めていただきたいと考えている。</p> <p>【准看護師の滞在期間】 出入国管理及び難民認定法の改正により創設する在留資格「介護」の取扱いに合わせて、准看護師の滞在期間の上限の在り方についても検討していきたい。なお、現行の研修としての業務は、日本人准看護師と活動内容に違いがない就労業務であるため、現行制度で特段支障がないものと考えている。</p>	在留資格「医療」に係る基準省令の改正について、准看護師の在留期限についても、就労活動を研修として行う業務に限定するという活動制限及び年数制限が本邦において保健師、助産師、看護師の免許を受けた者が撤廃されましたので、同様の扱いとして欲しい。	法務省 厚生労働省 文部科学省	准看護師の在留期限については、様々なご意見をいただいており、在留期限に関する課題等を整理し、関係機関等と調整しながら、丁寧に検討を進めてまいります。